

# 開発許可による盛土規制法のみなし許可

千葉県  
県土整備部 都市整備局  
宅地安全課

令和7年5月

当解説は、千葉市、船橋市、柏市及び事務処理市（市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市及び大網白里市）には適用されません。

（事務処理市のうち市原市、浦安市、袖ヶ浦市及び大網白里市については、中間検査及び定期報告に係るものを除く）

## 第1. 盛土規制法に係る用語の定義

用語	定義
宅地	農地等・公共施設用地以外の土地
農地等	農地・採草放牧地・森林
公共施設用地	道路（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む） <u>&lt;盛土規制法施行令で定める公共の用に供する施設&gt;</u> 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 <u>&lt;宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号で定める施設）&gt;</u> 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設並びに国又は地方公共団体で管理する緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
宅地造成	宅地以外の土地（農地・採草放牧地・森林・公共施設用地）を宅地にするために行う土地の形質の変更で盛土規制法施行令第3条の要件に該当するもの <b>【盛土規制法施行令第3条で定める要件】</b> ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①、②に該当する盛土又は切土を除く。） ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
特定盛土等	宅地・農地・採草放牧地・森林において行う土地の形質の変更で盛土規制法施行令第3条の要件（上記「宅地造成」のとおり）に該当するもの
土地の形質の変更	土地について盛土、切土等の物理的な行為を加えて土地の性状、形質を変更すること。（ただし、土地の形質を維持する行為を除く。）
宅造造成等工事規制区域	宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定する区域

※千葉県では令和7年5月26日に県内（千葉市・船橋市・柏市を除く）の全区域を「宅地造成等工事規制区域」として指定

## 第2. 盛土規制法の許可等のみなし制度

### 盛土規制法第15条 盛土規制法のみなし許可

(許可の特例)

#### 盛土規制法第15条

2 宅地造成等工事規制区内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

従来、宅地造成工事規制区域内において都市計画法（以下、「法」という。）に基づく開発許可を受けた宅地造成工事については宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可が不要とされていたが、令和4年の盛土規制法改正により、宅地造成等規制法から盛土規制法に変わり、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けたときは、盛土規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなされることとなった（以下、受けたものとみなされる当該許可について、「みなし許可」という。）。これにより、法に基づく開発許可後の手続及び規制については、盛土規制法の規定も適用されることとなる。

また、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第34条の2に基づく協議が成立したときは、開発許可があったものとみなされるため、これにより、盛土規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなされることとなる。

みなし許可の対象となる土地の形質の変更	イメージ図
① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	
② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
③ 切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの	
④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの）	
⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを一部でも超えるもの。	

※崖、盛土、切土や高さの考え方等については「盛土規制法に係る手引（以下、この章において「手引」という。）」を参照のこと。

## 盛土規制法第16条 みなし許可の変更許可等

(変更の許可等)

### 盛土規制法第16条

**5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。**

みなし許可となった宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第35条の2第1項の変更の許可を受けたときは、盛土規制法第16条第1項の変更の許可を受けたものと、法第35条の2第3項の変更の届出をしたときは、盛土規制法第16条第2項の変更の届出をしたものとみなす。

## 第3. みなし許可の場合の手続

### 1. みなし許可の権限

みなし許可となった後の盛土規制法に基づく事務は、都道府県知事又は指定都市・中核市の長の権限に属している。また、地方自治法第153条及びその他の法令の規定に基づき、知事はその権限の一部を出先機関の長に委任している。さらに地方自治法第252条の17の2第1項の規定による条例により、知事の権限に属する事務を市に移譲している。

本県においては、特例条例により、市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市にみなし許可となった後の盛土規制法に基づく事務の権限を移譲している。

### 2. 出先機関の長への委任

みなし許可となった後の盛土規制法に基づく事務のうち、開発区域の面積が1ha未満の開発行為及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為の変更であって編入後の開発区域の面積が1.5ha未満の開発行為に係るものを、出先機関の長に委任している。

### 3. 事前相談

開発許可申請を行う前に、みなし許可の対象となるか否かについて判断が難しい場合には、盛土規制法を所管する宅地安全課又は出先機関（以下、「盛土規制法所管部署」という。）に事前相談することが望ましい。

### 4. 資金計画書

盛土規制法に基づく許可を要する場合には、「主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」及び「住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う1ha未満の開発行為」についても、資金計画書及び添付書類を要する。

### 5. 申請者の資力信用

盛土規制法に基づく許可を要する場合には、「主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」及び「住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う1ha未満の開発行為」についても、申請者の資力及び信用に関する書類を全て添付する必要がある。

法人の場合 ①法人の登記事項証明書

②前年度の財務諸表

③法人税の納税証明書

④事業経歴書

- 個人の場合 ①住民票の写し  
 ②資産に関する調書  
 ③所得税に関する納税証明書  
 ④事業経歴書

6. 工事施行者の工事完成能力

盛土規制法に基づく許可を要する場合には、「主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」及び「住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う1 ha 未満の開発行為」についても、工事施行者の能力に関する書類に関する書類を全て添付する必要がある。

- 法人の場合 ①法人の登記事項証明書  
 ②工事経歴書  
 ③建設業許可証明書又は許可通知書の写し

- 個人の場合 ①住民票の写し  
 ②工事経歴書  
 ③建設業許可証明書又は許可通知書の写し

7. 設計者の資格を証する書類

「高さが5メートルを超える擁壁の設置」または「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」がある場合には、法第31条の設計者の資格を証する書類とは別に、盛土規制法第13条第2項による設計者の資格を証する書類を添付する必要がある。

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関して、10年以上の実務経験を有する者で、都市計画法施行規則第十九条第一号トに規定する講習を修了した者	<input type="checkbox"/> 講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、土木・建築の技術に関して、1年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）又は水産部門（水産土木）とするものに合格した者	<input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
建築士法による一級建築士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書

8. 開発行為許可申請書

盛土規制法のみなし許可に該当する場合には、開発行為許可申請書の「その他必要な事項」

欄に「盛土規制法みなし許可該当」と記載する。

9. みなし許可の概要書

盛土規制法のみなし許可に該当する場合には、工事完了後に既存盛土として登録するために必要な情報を記載した別記みなし許可概要書様式を開発行為許可申請書に添付する。

10. 図面図書

造成計画平面図には盛土及び切土を行う面積（㎡）を記載する。

11. みなし許可の場合に必要なとなる書類及び図面

(1) 書類

書類名	様式	内容	摘要
1. 資金計画書	省令別記様式第三	1. 収支計画 2. 年度別資金計画 により記載する。	自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）は不要 〔省令第15条第4号、第16条第5項〕 ※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合は、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）も必要
2. 資金計画書の添付書類		1. 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書 2. 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類（残高証明・融資証明）	附帯工事費を含めて300万円未満は不要。（細則第6条） 自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）は不要 ※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合は、附帯工事費を含めて300万円未満、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）も必要
3. 申請者の資力及び信用に関する書類	法人の場合	1. 法人の登記事項証明書 2. 前年度の財務諸表 3. 法人税の納税証明書 4. 事業経歴書	自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為にあっては、住民票写し又は法人の登記事項証明書のみで足りる。 〔細則第7条第1項第3号、同条第2項〕 ※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為も必要
	個人の場合	1. 住民票の写し 2. 資産に関する調書 3. 所得税に関する納税証明書 4. 事業経歴書	
4. 工事施行者の能力に関する書類	法人の場合	1. 法人の登記事項証明書 2. 工事経歴書 3. 建設業者許可証明書又は建設業許可通知書の写し	自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為のときは、3は不要。 〔細則第7条第1項第4号、同条第3項〕 ※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為も必要
	個人の場合	1. 住民票の写し 2. 工事経歴書 3. 建設業者許可証明書又は建設業許可通知書の写し	

(2) 図面 (注)設計図には、設計者が氏名を記載しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	摘 要
1. がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。</li> <li>○擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。</li> <li>○（防災計画平面図、土質分類図）（省令第16条第4項）</li> <li>○10mを超える盛土法面において崖面を擁壁で覆わない場合に盛土法面の安定計算書を提出すること。</li> <li>○谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地又は10mを超える盛土がある造成地の場合に盛土全体の安定計算書を提出すること。</li> </ul>
2. 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（擁壁構造図）（省令第16条第4項）</li> <li>○省令第23条第1項により設置義務のある鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に安全性を確認できる資料を提出すること（構造計算書等）。</li> </ul>

#### 第4. みなし許可となる場合に適用する技術的基準

1. みなし許可となる場合に適用する宅地造成等に関する工事の技術的基準等  
(法第33条第1項第7号 造成工事関連)

#### 盛土規制法第13条 みなし許可となる場合に適用する技術的基準等

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

##### 盛土規制法第13条

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

千葉県は全域（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）が宅地造成等工事規制区域であり、盛土規制法に基づく許可を要する場合には、開発行為の基準のほか、盛土規制法第13条の規定に適合しなければならない。盛土規制法の技術的基準の解説については、手引に記載されている。なお、手引に記載されていない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集）」によるものとする。

#### 第5. みなし許可となる場合の許可の通知と許可後の手続等

1. みなし許可となる場合の許可の通知  
みなし許可となる場合の許可の処分は、開発許可通知書の「10 その他必要な事項」欄にその旨を記載し、かつ、必要な条件を付して通知するものとする。  
みなし許可の場合の具体的な条件として、次のようなものがある。
  - (1) 中間検査の実施（盛土規制法第18条）
  - (2) 定期の報告（盛土規制法第19条）
  - (3) 標識の掲示（盛土規制法第49条）※ 許可に対する条件（例文）については様式集参照のこと。
2. 中間検査の実施

#### 盛土規制法第18条 みなし許可の場合の中間検査の実施

(中間検査)

##### 盛土規制法第18条

第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 略
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

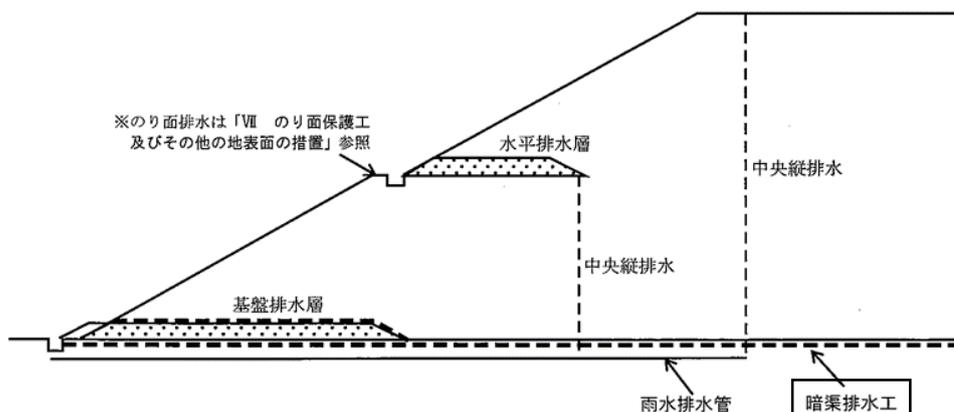
みなし許可の場合、盛土規制法施行規則第 45 条により、盛土規制法施行令で定められた規模で特定工程を含む工事については、当該特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に中間検査を申請し、中間検査を受ける義務がある。

申請においては、盛土規制法施行規則で定められた中間検査申請書に、提出検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図その他中間検査に当たって必要とされる書類を添付して、開発許可権者に提出する。

中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができない。

中間検査の対象となる規模、特定工程及び特定工程後の工程は次表のとおりとなる。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合性を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付する。

	対象規模	特定工程	特定工程後の工程
1	盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの	盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（盛土の排水施設の概要図における暗渠排水工）	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
2	切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの		
3	盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（1、2 を除く）		
4	盛土で高さ 5m を超えるもの（1、3 を除く）		
5	盛土又は切土の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を越えるもの（1～4 を除く）		



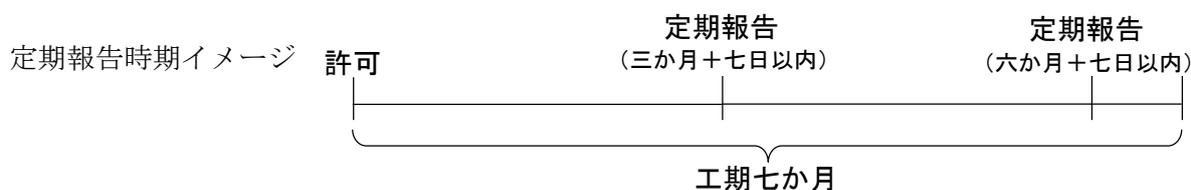
盛土の排水施設の概要図（出典:盛土等防災マニュアルの解説 P137 に一部加筆）

### 3. 定期報告

#### 盛土規制法第19条 みなし許可の場合の定期報告

(定期の報告)  
**盛土規制法第19条**  
 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

みなし許可の場合、工事の規模が次の表の記載に該当する場合には、当該工事の実施状況やその他盛土規制法施行規則で定める事項について、許可年月日から三か月ごとにその末日から七日以内を期限とし、開発許可権者に定期的に報告しなければならない。



	対象規模
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの
	②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの
	③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるもの
	④盛土で高さ 5m を超えるもの
	⑤盛土又は切土の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を越えるもの

報告の際には、定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真、進捗が確認できる図面等を添付して提出する。定期報告書及び添付書類に記載する事項は、次表のとおりとなる。

書類の名称	記載事項
定期報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量</li> <li>擁壁に関する工事の施行状況</li> </ul>
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告の時点における報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの</li> </ul>
進捗が確認できる図面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示</li> <li>写真の撮影方向を表示</li> </ul>

#### 4. 完了検査

#### 盛土規制法第17条 みなし許可の場合の完了検査

(完了検査等)

#### 盛土規制法第17条

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

#### 5. 開発行為の廃止

みなし許可の場合は、法第38条による廃止の届出の際に、工事着手していたときには廃止の造成状況が分かる平面図を添付する。

#### 6. 開発登録簿

みなし許可の場合は、開発登録簿の様式の備考欄にその旨を記載する。

#### 7. 監督処分及び罰則

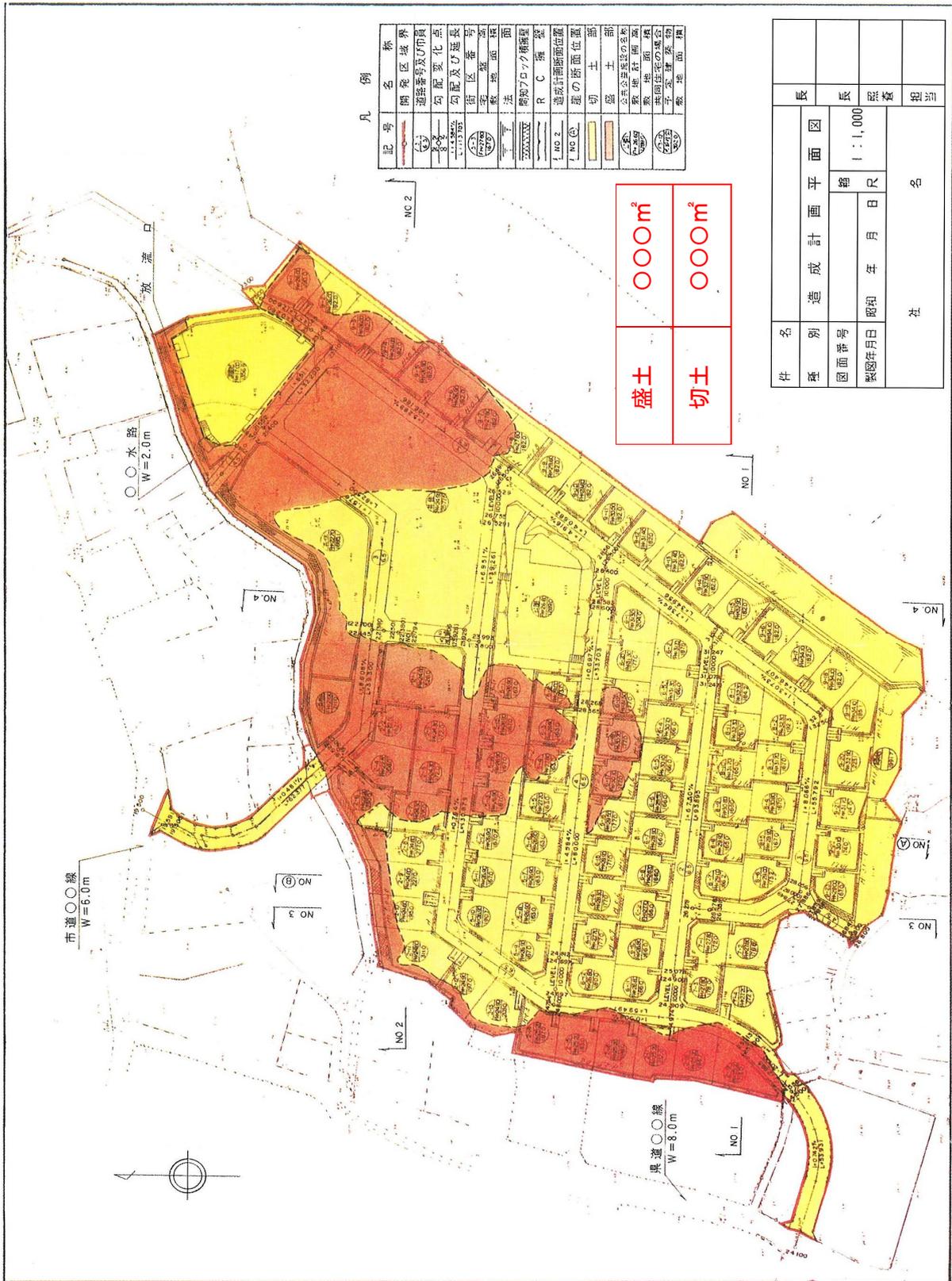
みなし許可の場合は、盛土規制法の規定による監督処分（盛土規制法第20条）と罰則（盛土規制法第55条、第56条、第59条、第60条、第61条）も適用となる。

### 盛土規制法みなし許可概要書

1 工事施行者住所氏名		
2 開発区域に含まれる地域の名称 (代表地点の緯度経度)	(緯度:           度           分           秒、 経度:           度           分           秒)	
3 開発区域の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
	切土	立方メートル
8 工事着手予定年月日	年   月   日	
9 工事完了予定年月日	年   月   日	

※2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

造成計画平面図（記載例）



※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第18条第1項  
第37条第1項 }

の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

盛土規制法千葉県様式 定期報告書  
 その一

<p>宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">工事主 住所 氏名</p> <p>宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	工事が施行される土地の所在地	
2	工事の許可年月日及び許可番号	
3	前回の報告年月日	
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
※ 事務所受付		※ 主管課受付
※処理		

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

盛土規制法千葉県様式 定期報告書  
 その二

土石の堆積に関する工事の定期報告書	
年 月 日	
様	
工事主 住所 氏名	
土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。	
記	
1	工事が施行される土地の所在地
2	工事の許可年月日及び許可番号
3	前回の報告年月日
8	報告の時点における土石の堆積の高さ
9	報告の時点における土石の堆積の面積
10	報告の時点における堆積されている土石の土量
11	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
※ 事務所受付	
※ 主管課受付	
※処理	(Blank space for processing)

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →					
↑ 70 センチメートル以上 ↓	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }		済標識		
	1	工事主の住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先				
↑ 50 センチメートル以上 ↓					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。